

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成26年10月 1日作成)

法令名	北海道エゾシカ対策推進条例（平成26年北海道条例第7号）
根拠条項	第18条第1項第2号
許認可等の種類	特定鉛弾の所持の許可
法令の定め	（特定鉛弾の所持の禁止） 第18条 何人も、エゾシカの捕獲等をする目的で、特定鉛弾を所持してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 （1）省略 （2）前号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可をしたとき。
審査基準	未設定ハ （個々の申請について個別に判断せざるを得ないため、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難）
標準処理期間	総期間 日・月 （注：休日は含まない。） 経由機関 日・月 （ ） 協議機関 日・月 （ ） 処分機関 日・月 （ ）
処分担当課	環境生活部環境局エゾシカ対策課 （電話番号：011-231-4111 内線24-367 ダイヤルイン 204-5206）
申請先	同上 （電話番号： ）
問い合わせ先	同上 （電話番号： ）
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/jyoureinituite.htm